令和８年度愛媛地方最低賃金審議会
第２回愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和８年 10 月５日（月）午前９時 57 分～午前 11 時 46 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　３名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　２名	定数　３名
主要議題	１　資料説明 ２　金額審議 ３　その他		

議事要旨

本会議は≪~~公開~~・非公開≫

１　資料説明

金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。

２　金額審議

（１）労働者側の主張（１回目）

県内主要産業である当該産業の特定最低賃金の引上げが、県内の賃金秩序に与える影響は大きく、当該産業で働く未組織労働者も含めた賃金水準の下支えになると考えている。

今次春闘で大幅な賃金改善が実施されている中で、団体交渉の補完機能として賃金の底上げを図るためにも特定最低賃金の引き上げは重要であり、労働組合のない企業の賃金水準を維持することにつながる。

当該産業においても人手不足は深刻化し、喫緊の課題となっている。地場中堅・中小企業を支える人材を確保するためには、魅力的な労働条件、労働の価値に見合う適切な特定最低賃金が必要である。

金属労協としては、金属産業の価値にふさわしい最低賃金を目指すため、時給 1,330 円を最低到達目標としている。現行の特定最低賃金がそれに追いつかなくてはならない。

以上の主張を踏まえ、現在適用されている労働協約の最低賃金額を下回ることは考えられないことから、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 74 円引き上げた 1,188 円（引上げ率 6.64％）を提示する。

（２）使用者側の主張（１回目）

愛媛県のはん用機械等製造業においては、最近は業況が上向いていないと判断する企業が多く、原油の供給不安をはじめとする不透明な海外情勢、国内金利の大幅な

上昇懸念、輸入材料の上昇、人件費の高騰など今後の先行きに大きな不安がある。

売上高は製品値上げの底上げにより前年並みを維持できていても、毎年の原材料の高騰や賃金上昇による経費の増加により、多くの中小企業は収益確保に苦戦している。

一方で、消費者物価指数の伸びも鈍化しているとはいえ、高い水準が続いており、企業で働く従業員の生活が圧迫されていることも理解している。

なお、初任給や最低賃金が低いことが、新規学卒者の製造業離れの原因であるという意見があるが、実際に募集活動を行ってみると、例えば、高卒者の就職希望減の最大の理由は、「進学」であるという実態が認められることなどから、最低賃金の引き上げが必ずしも就職希望者増に直結するものではない。

以上の主張を踏まえ、労使ともに厳しい状況ではあるが、従業員の生活の保護を最優先と考え、物価上昇分を上回る賃上げとして、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 36 円引き上げた 1,150 円（引上げ率 3.23%）を提示する。

（３）部会長から、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けて歩み寄りを促した。

（４）労働者側の主張（２回目）

結審に向けて歩み寄りを行う。隣県への労働力流出を防ぐための引き上げが必要であることから、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 70 円引き上げた 1,184 円（引上げ率 6.28%）を提示する。

（５）使用者側の主張（２回目）

結審に向けて歩み寄りを行う。引上げ率や影響率を鑑みて、現行の愛媛県はん用機械最低賃金から 56 円引き上げた 1,170 円（引上げ率 5.03%）を提示する。

（６）審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

３　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上